

平成20年11月18日

小川町議会議長 様

小川町議会議員 柳田多恵子 印

小川町議会会議規則第60条により次のとおり通告します。

| 質 問 の 要 旨  | 答弁を求める者 |
|--|---------|
| <p><b>質問事項1 保育制度「改革」で子ども達の未来は</b></p> <p>保育園は子育て支援の地域の要として大きな役割を果たしてきました。</p> <p>しかし、5月に厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会は、自治体が責任をもって子どもたちを認可保育園に入れる現制度から、保育園と保護者の「直接契約」制度の導入を提言しています。そのことも含め公立保育園の民営化や企業の参入、最低基準の廃止などの流れの中で保育が「儲け優先」の「市場」にゆだねられる動きになるのではないかと憂慮しています。以下の点について伺います。</p> <p>町立保育園では常勤の保育士と短時間保育士との割合はどうなっているか、世代交代が行われる時期であるが、採用はどのような割合になっていくのか</p> <p>保育園の定員弾力化は行っているのか、行っているとすればどのくらいの幅か</p> <p>町立保育園の民営化を考えているのか</p> <p>最低基準の廃止、直接契約制度についてどう考えるか</p> <p>施設の改修、耐震診断や耐震化の取り組みは</p> |         |
| <p><b>質問事項2 公民館など有料化がもたらしたものは</b></p> <p>H18年10月1日より公民館や図書館、パトリアにおいてホールや会議室などの利用がすべて有料となりました。条例改正では、社会教育法第3条に基づき、有料化に反対しました。H20年「おがわの教育」によるとH19年と比較し利用者数が、減少しております。9月議会でも指摘しましたが、その理由についてどのような分析がされているのか伺います。</p>  |         |

視覚障がい者や聴覚障がい者など情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する支援について「小川町障害者計画・障害者福祉計画新おがわノーマライゼーション21」では、基本計画の施策の体系で「情報提供と相談の充実」をあげ、聴覚障がい者へのファックスや携帯のメールなど新メディアを活用した情報手段を検討し、情報収集の困難な人への支援を充実するとしています。

聴覚障がい者においてはコミュニケーション手段として手話が大きなウエートを占めています。それは、健常者と聴覚障がい者をつなぐ手段として手話通訳者が必要とされる以上に、聴覚障がい者同士が一同に会して情報交換（会議）など行う場所の確保が日常的に必要とされます。場所の提供は、生活そのものを支援することです。その頻度を考慮し、特段、公民館や公共施設の使用については無料とすべきと考えますがご見解を伺います。

### 質問事項3 高齢者福祉計画、介護保険計画について

9月議会に引き続き来年度の高齢者福祉計画、介護保険計画について伺います。11月12日小川町高齢者実態調査報告書がホームページでも公開されました。有効回収率68.9%と関心の高さがうかがえます。

自由意見欄の中の意見を集約すると、認定への不満、保険料や利用料の負担、外出支援、高齢者の居場所づくりなどが多かったようです。それらも踏まえて以下の点について伺います。

町としてアンケート結果をどのように分析したのか  
介護保険も含め高齢者の福祉サービスの情報を掲載した冊子を作ることは

現在、小川町ではパトリアの利用については希望者に送迎バスがあります。高齢者を中心とした交通手段の確保については喫緊の課題であり早急に取り組みを求めますが、当面駅や図書館、公民館、役場など数か所を経由するなど利便がはかられないか

高齢化が進み、少子化が進めば、老老介護、介護者も認知症となった認認介護、親の介護のため結婚しない(結婚できない)一人息子や娘が介護を担うケースがますます

す増えてきます。高齢者への虐待や介護者の「うつ」なども社会問題化しつつあり「介護保険」というくりで解決できなくなっており、介護者同士が一息つけるような「場」の確保やストレスケアなどが必要になってくると思われませんが取り組みは  
保険料、所得段階を多段階にするなど具体化は

#### 質問事項 4 道路標示について

高谷の交差点付近で混雑緩和のための3車線化工事が始まりました。

交通量が増えるにつれ、交通規制や歩道と道路を明確化し運転者に注意を喚起してほしいなど地域住民からの声があります。以下の点について調査、研究していただきたいと思いますがご所見を伺います。

国道254からみどりが丘4丁目に入り、長谷公園前を通り前高谷に抜ける道路は、普通乗用車の他にトラックや大型の営業車などもスピードを落とさず通過することがあり、速度制限など求める声がありますが最近、道路が交差するところで、歩道の部分を色を変えて目立つようにしたり、ラインを引いたり運転者の注意を喚起するため道路そのものに色を付けるなどの標示がみられます。道路に標示するためには、明確な規定があるのか。

高谷の交差点や県道熊谷線島田商店の交差点など信号はありますが、運転者に注意を促すため、またJAガソリンスタンドの出入り口、岩堀クリニックとスタンドの間の道から県道への出入り口では一時停止をせず歩道に侵入する車も多く歩行者の危険が予測され、先に述べたカラーリングなどの標示ができないか。

各小学校で通学路を中心に子ども達が安全マップを作っています。見通しが悪いところや自分たちが、身近に感じる危険個所などお互いに注意し合うためとのことですが、関係機関との情報の提供や連携はどうされているのか。